（再資源化工程高度化計画の申請者の能力の基準）

第五十七条　法第二十条第三項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　再資源化工程の高度化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二　再資源化工程の高度化を適確に行うに足りる経理的基礎を有すること。

三　法第八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に係る取組を行っていること。

四　再資源化工程の高度化を行おうとする産業廃棄物処理施設を用いて、産業廃棄物の処理を受託しようとする場合には、優良産業廃棄物処分業者であること。

五　再資源化工程の高度化を行おうとする廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていること。

（再資源化工程高度化計画の認定証）

第五十八条　環境大臣は、法第二十条第一項の認定をしたときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定再資源化工程高度化計画実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　廃棄物処理施設の種類及び処理する廃棄物の種類

四　廃棄物処理施設の設置場所

五　廃棄物処理施設の処理能力

六　第五十三条第四号に掲げる生活環境の保全上必要な条件に関する事項

（登録調査機関の登録の申請）

第五十九条　法第二十二条第二項の規定により同条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が調査業務を行おうとする事業所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が調査業務を開始しようとする年月日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　定款及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの）

ロ　役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合にあっては、その住民票の写し及び履歴書

三　登録を受けようとする者が法第二十三条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

四　その他環境大臣が必要と認める書類

（登録調査機関の業務を適確に行うための基準）

第六十条　法第二十四条第一項第一号の環境省令で定める基準は、登録調査機関として行う調査に係る業務を適確に行うために必要な体制が整備されていること、業務手順が定められていることその他環境大臣が定める事項に適合していることとする。

（登録調査機関の調査業務の方法に関する基準）

第六十一条　法第二十七条第二項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を確認することとする。

一　第二条第五号、第三十三条第五号又は第五十二条第一項第十三号に掲げる書類に記載された事項の根拠が適切かどうかの確認

二　前号の確認の結果も踏まえて、法第十一条第二項第四号、第十六条第二項第四号又は第二十条第二項第四号に規定する指標が、適切に算出されているかどうかの確認

（業務規程の認可の申請等）

第六十二条　登録調査機関は、法第二十九条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規程を添付して、環境大臣に提出しなければならない。

２　登録調査機関は、法第二十九条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の当該業務規程を添付して、環境大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務規程の記載事項）

第六十三条　法第二十九条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　調査業務を行う時間及び休日に関する事項

二　調査業務を行う事業所に関する事項

三　調査業務の実施方法に関する事項

四　調査業務を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五　調査業務に関する秘密の保持に関する事項

六　調査業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七　会計処理に関する事項

八　財務諸表等の閲覧等に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、調査業務の実施に関し必要な事項

（登録調査機関の業務の休廃止の届出）

第六十四条　法第三十条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日

二　休止又は廃止の理由

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第六十五条　法第三十一条第二項第三号の環境省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

２　法第三十一条第二項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿の記載）

第六十六条　法第三十六条第一項の環境省令で定める帳簿に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　調査業務を開始した年月日

二　調査業務を終了した年月日

三　調査業務の概要及び結果

四　その他調査業務の実施状況に関する事項

２　法第三十六条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、最終の記載の日から五年とする。